

ガイドライン改定骨子について

1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映

※ LOD/LOI、BIMマネージャー、設計変更への対応、業務報酬、竣工モデルの定義、施工技術コンサルティング、設計責任と契約、著作権

- ・ 各部会・関係団体等の検討成果も踏まえ、次年度、具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な反映を行う。

2. 建築BIMの将来像と工程表（ロードマップ）の反映

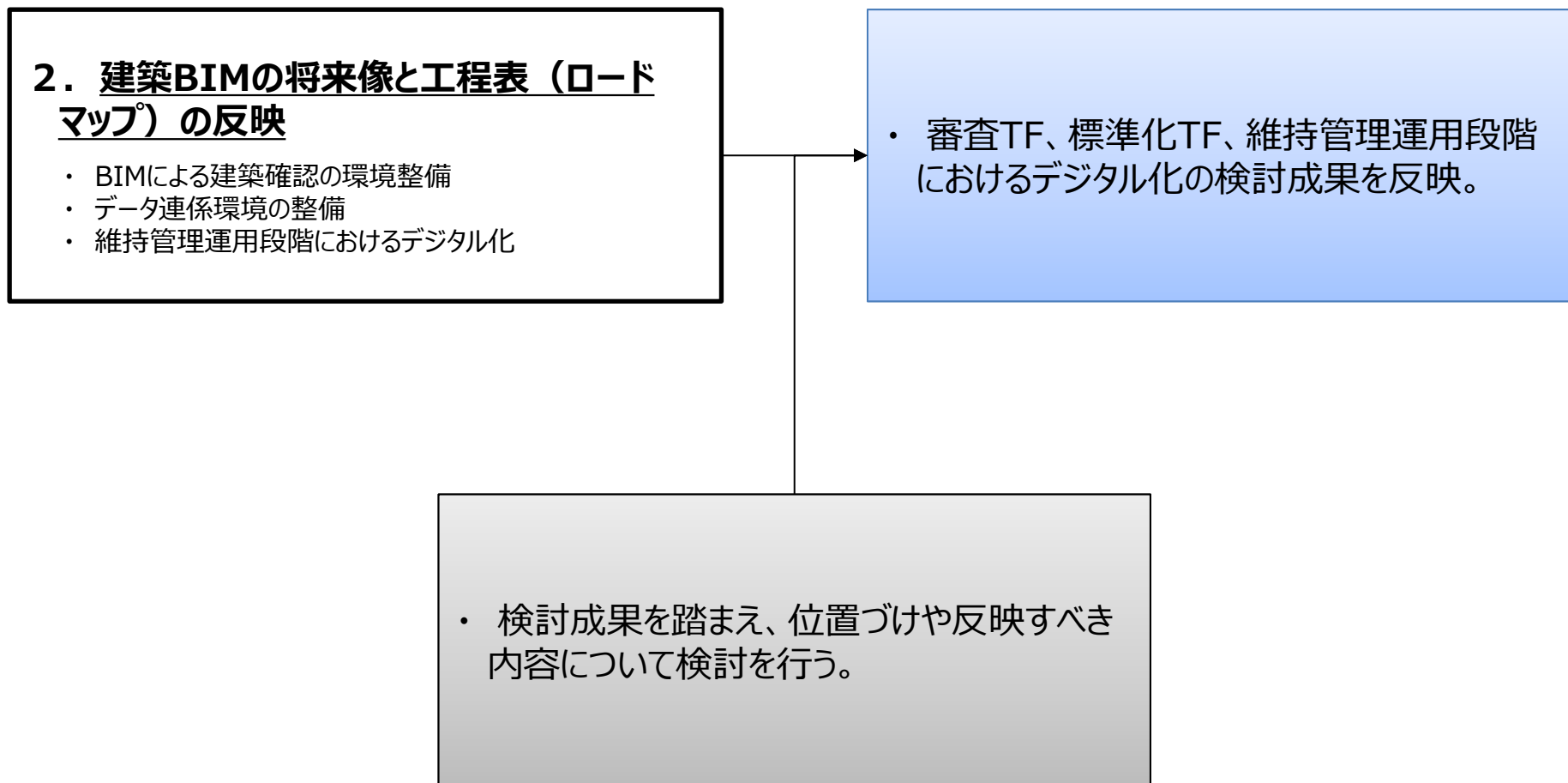
- ・ BIMによる建築確認の環境整備
- ・ データ連係環境の整備
- ・ 維持管理運用段階におけるデジタル化

- ・ 審査TF、標準化TF、維持管理運用段階におけるデジタル化の検討成果を反映。

3. その他反映すべきもの

- ・ ガイドラインに反映すべきものについて、次年度、具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な反映を行う。
※ EIR・BEP、ISO・諸外国のガイドライン、ガイドラインの位置づけ 等

項目	論点（案）	改定の方向性（案）
① LOD/LOI	<ul style="list-style-type: none"> 統一した指標（定義）を定めるべきであるか。 各段階における成果物のLOD/LOIの標準や、これに基づき業務の進捗を管理する方法について、統一したルールを定めるべきであるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 統一した指標（定義）やルールを定めることの必要性も含めそのあり方について検討を行う。
② BIMマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> BIMマネージャー、BIMコーディネーターなどのBIMの活用に必要な職能の定義は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> BIMの活用に必要な役割を整理した上で、必要な職能とその名称について検討を行う。
③ 竣工モデルの定義	<ul style="list-style-type: none"> 竣工図を代替する竣工モデルの目的、定義、作成者は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 竣工モデルも含むBIMの成果物の目的、定義、作成者について、従来の成果品との関係を整理した上で、そのあり方について検討を行う。
④ 施工技術コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> BIMを活用したワークフローにおいて、施工技術コンサルティングが果たす役割・責任についてどのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来のワークフローとの関係やBIM特有の課題を整理した上で、必要に応じ、そのあり方について検討を行う。
⑤ 著作権	<ul style="list-style-type: none"> BIMデータに係る著作権等の権利を整理するとともに、データの受渡しに当たって生じる利用の許諾など、契約のあり方について、一定のルール化を図るべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> BIMデータに係る著作権等の取扱いや課題を整理した上で、BIMによるワークフローに対応した契約のあり方について検討を行う。
⑥ 設計責任と契約	<p>(BIMデータによる契約が行われることとなった場合、)</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約対象となる範囲の明示をどのように行うべきであるか。 BIMデータに含まれる責任区分はどのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来に向けて、設計図書に代わりBIMデータによる契約が行われる場合の課題の整理を行いつつ、現時点では、副次的な成果物として取扱う際の契約のあり方について検討を行う。
⑦ 設計変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> BIMを活用したワークフローにおいて、設計変更が生じた場合の対応は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来のワークフローとの関係やBIM特有の課題を整理した上で、必要に応じ、そのあり方について検討を行う。
⑧ 業務報酬	<ul style="list-style-type: none"> BIMを活用した建築設計・工事監理等に係る業務報酬についてどのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務報酬については、別途、基準のあり方についての議論を行うこととしており、そこでの議論の状況を踏まえて、必要に応じ連携して検討する。



3. その他反映すべきもの

項目	改定の方向性（案）
<p>その他</p> <p>※ ISOや諸外国のガイドラインとの関係整理 ほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISOや諸外国のガイドラインとの関係を整理しつつ、データ連携に関する内容を中心に反映すべき内容の検討を行う。 ・ 『①ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映』に関し、EIR、BEPに反映すべき項目を整理する。 ※ EIR、BEPをガイドラインに 位置づける必要性についても検討。 ・ 本ガイドラインの位置づけや、各部会・関係団体の作成するガイドライン・資料等との関係について整理を行う。 ・ 裾野の拡大について検討を行う。 ・ そのほか、記載内容の充実・圧縮すべき事項について検討を行う。

『1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映』に関する意見

項目	論点	改定の方向性(案)	論点・改定の方向性等に対する意見の概要	
			方向性に対する意見の概要	検討の進め方に対する意見の概要
① LOD/LOI	<ul style="list-style-type: none"> 統一した指標（定義）を定めるべきであるか。 各段階における成果物のLOD/LOIの標準や、これに基づき業務の進捗を管理する方法について、統一したルールを定めるべきであるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 統一した指標（定義）やルールを定めることの必要性も含めそのあり方について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指標について <ul style="list-style-type: none"> 統一した指標（定義）が必要(11) 指標は示すべきだが異なる指標を排除する必要はない(1) ■ 業務進捗管理のルールについて <ul style="list-style-type: none"> 統一した業務進捗管理のルールが必要(2) プロセスは組織によって異なる等の理由で、統一した業務進捗管理のルールは必要ない(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指標設定の考え方について <ul style="list-style-type: none"> 活用目的・業務フロー・業務ステージ等に基づいて指標を設定すべき(5) 指標設定の上では、設計三会・海外の指標等を参考にすべき(4) 指標設定の上で設備・中小事業者・発注者など個別主体への配慮が必要(5) ■ 指標の表現について <ul style="list-style-type: none"> 指標は、LOD/LOIの数字形式が良い(1) 指標は、具体的に必要な形状・情報を言葉・図等で示す方が良い(1) ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> 齟齬なく共通理解をするためにはサンプルモデルがあると良い(2)
② BIMマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> BIMマネージャー、BIMコーディネーターなどのBIMの活用に必要な職能の定義は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> BIMの活用に必要な役割を整理した上で、必要な職能とその名称について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職能・名称全体について <ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(1) 職能・名称の定義は必要(1) 国が標準を定め、各組織が具体的に定義すべき(1) ■ 職能について <ul style="list-style-type: none"> 職能の定義は必要(5) 役割等についての共通認識は持つべき(2) ■ 名称について <ul style="list-style-type: none"> 役割の名称はプロジェクトなどで変わるため、名称は重要視しなくてよい(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ BIMマネージャーの定義の考え方について <ul style="list-style-type: none"> BIMマネージャーや類する職能を業務内容/役割/責任等の観点から整理すべき(2) 業務ステージや属性、会社規模等に応じた定義の検討が必要(5)

『1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映』に関する意見

項目	論点	改定の方向性(案)	論点・改定の方向性等に対する意見の概要	
			方向性に対する意見の概要	検討の進め方に対する意見の概要
③ 竣工モデルの定義	<ul style="list-style-type: none"> 竣工図を代替する竣工モデルの目的、定義、作成者は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 竣工モデルも含むBIMの成果物の目的、定義、作成者について、従来の成果品との関係を整理した上で、そのあり方について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 竣工モデルの定義全体について <ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(3) 竣工モデルの必要性も含めて検討すべき(1) 3Dモデルを成果品とするのであれば定義は必要(1) 定義は施主で明確にすべきだが国としてサンプルを提示すべき(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 竣工モデルの定義全体について <ul style="list-style-type: none"> 竣工モデルに含まれるデータの範囲についての指標を設けるべき(1) 現場での変更の反映の在り方についての基準の整理が必要(1) ■ 目的について <ul style="list-style-type: none"> 利用目的に応じた詳細度の標準を検討すべき(1) 受益者の明確化が必要(1) 維持管理・運用段階での活用が重要(2) 発注者目線での活用が重要(1) 竣工モデルは、維持管理等で利用する目的のモデルとは別に考えるべき(1) ■ 定義について <ul style="list-style-type: none"> 竣工図、維持管理BIM等と対比して整理を行うべき(3) 竣工モデルの定義等は発注者がEIRで示すべき(2) 確認申請のBIMモデルを標準に整理すべき(2) ■ 作成者について <ul style="list-style-type: none"> 作成者についての整理が必要(3) 作成者は設計者が妥当(1) ■ 成果品としてのあり方について <ul style="list-style-type: none"> 従来の成果品との関係整理が必要(1) 従来の成果品と同義に扱うべき(1) 竣工モデルの権利等の整理が必要(1) 数十年後にも使用できるファイル形式であることが必要(1)
④ 施工技術コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> BIMを活用したワークフローにおいて、施工技術コンサルティングが果たす役割・責任についてどのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来のワークフローとの関係やBIM特有の課題を整理した上で、必要に応じ、そのあり方について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施工技術コンサルティング全体について <ul style="list-style-type: none"> 施工技術コンサルティングの要否等も含めて検討が必要。(2) 責任は提案をした施工側と容認した設計側で等分すべき(1) ■ BIM特有の課題 <ul style="list-style-type: none"> BIM特有の課題と解決方法を考慮すべき(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施工技術コンサルティング全体について <ul style="list-style-type: none"> ユースケースごとの役割・責任等の整理が必要(4) 施工技術コンサルティングの担い手と契約方法の整理が必要(1) 発注方式の差異を検討すべき(1) 中小設計事務所への配慮をすべき(1) 職能の育成システムを検討すべき(1)

『1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映』に関する意見

項目	論点	改定の方向性(案)	論点・改定の方向性等に対する意見の概要	
			方向性に対する意見の概要	検討の進め方に対する意見の概要
⑤ 著作権	<ul style="list-style-type: none"> BIMデータに係る著作権等の権利を整理するとともに、データの受渡しに当たって生じる利用の許諾など、契約のあり方について、一定のルール化を図るべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> BIMデータに係る著作権等の取扱いや課題を整理した上で、BIMによるワークフローに対応した契約のあり方について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 著作権全体について <ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(3) 統一ルールが必要(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 著作権全体について <ul style="list-style-type: none"> 設計図書の権利との相違について整理が必要(1) 著作権に加えて所有権の課題も整理すべき(1) ■ 権利の保護とデータの共有・公開について <ul style="list-style-type: none"> 情報の共有と保護の仕組みを検討すべき(4) 二次利用等を想定した権利の保護が必要(3) BIMデータの公開性を高めるべき(1) ■ BIMデータの権利の帰属先について <ul style="list-style-type: none"> 著作権はモデル作成者等に帰属すべき(1) 著作権はモデル作成者および技術協力者に帰属すべき(1) 著作権はモデル作成者および発注者に帰属すべき(1) ■ 検討の進め方について <ul style="list-style-type: none"> 法律の専門家も交えて議論し、方向性を示すべき。(1)
⑥ 設計責任と契約	<p>(BIMデータによる契約が行われることとなった場合、)</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約対象となる範囲の明示をどのように行うべきであるか。 BIMデータに含まれる責任区分はどのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来に向けて、設計図書に代わりBIMデータによる契約が行われる場合の課題の整理を行いつつ、現時点では、副次的な成果物として取扱う際の契約のあり方について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計責任と契約全体について <ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(4) 副次的な成果物としての位置づけに留めると、BIM活用の費用が増えるだけとなる等の理由から、当初よりBIMデータ自体を正とする検討をすべき(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約と成果物について <ul style="list-style-type: none"> 従来の成果物とBIMによる成果物の違いを整理すべき(2) 建築士法に基づく図書保存に対応したBIMデータの保存方法について検討すべき(1) 提出するBIMデータの範囲・仕様などの契約書に明示する内容の確立が必要(1) ■ BIMデータに対する責任について <ul style="list-style-type: none"> 設計図書とBIMデータで責任を分けるべき(2) 責任範囲をEIR、責任区分表等で明確化すべき(1) 責任の所在を業務関与記録により明確化すべき(1) 各BIMデータの作成者が全責任を持つべき(1)

『1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映』に関する意見

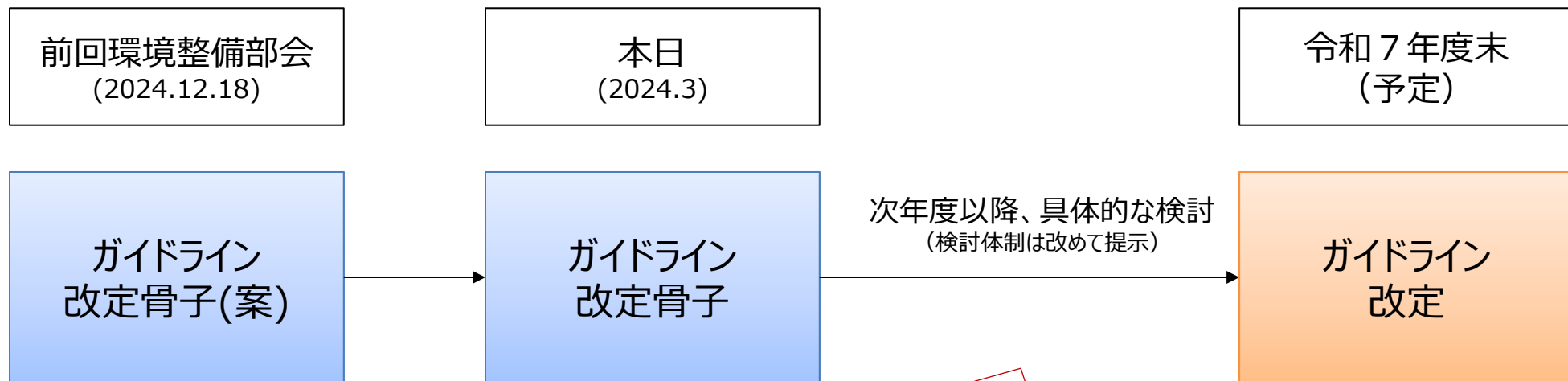
項目	論点	改定の方向性(案)	論点・改定の方向性等に対する意見の概要	
			方向性に対する意見の概要	検討の進め方に対する意見の概要
⑦ 設計変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> BIMを活用したワークフローにおいて、設計変更が生じた場合の対応は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来のワークフローとの関係やBIM特有の課題を整理した上で、必要に応じ、そのあり方について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■設計変更への対応全体について <ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(4) BIMデータが副次的な成果品であるならば設計変更のBIMデータへの反映は必須とすべきではない。(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■設計変更の担い手について <ul style="list-style-type: none"> 施工フェーズでの設計変更は施工会社が担うべき(1) 大きな変更は設計・施工で協議を行い、軽微な変更は施工で担うべき(1) 設計変更時の費用負担の検討が必要(4) ■設計変更についての検討の観点について <ul style="list-style-type: none"> 何をもって変更とするか、また設計変更時に必要なデータ変更・申請等のルールを作成すべき(2) 設計変更依頼の主体・内容に応じた課題に即して検討を行うべき(1) 設計変更を情報共有の観点から検討すべき(2)
⑧ 業務報酬	<ul style="list-style-type: none"> BIMを活用した建築設計・工事監理等に係る業務報酬についてどのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務報酬については、別途、基準のあり方についての議論を行うこととしており、そこでの議論の状況を踏まえて、必要に応じ連携して検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務報酬全体について <ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(1) 別途検討の体制やスケジュール等を共有すべき(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務報酬全体について <ul style="list-style-type: none"> 別途検討の中で、BIMを活用する場合の標準業務の定義と業務報酬の関係について整理すべき(2) BIM導入による費用増加をふまえた改定が必要(4)

「2. 建築BIMの将来像と工程表（ロードマップ）の反映」に関する意見

項目	改定の方向性(案)	論点・改定の方向性等に対する意見の概要	
		方向性に対する意見の概要	検討の進め方に対する意見の概要
① BIMによる建築確認の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 審査TF、標準化TF、維持管理運用段階におけるデジタル化の検討成果を反映。 	<ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(1) 	—
② データ連係環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 審査TF、標準化TF、維持管理運用段階におけるデジタル化の検討成果を反映。 	<ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(1) 	—
③ 維持管理運用段階におけるデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> 審査TF、標準化TF、維持管理運用段階におけるデジタル化の検討成果を反映。 	<ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(1) 維持管理に必要な項目の追加と整理が必要(1) 発注者側からメリットを取りまとめ提言すべき(1) 	—

「3. その他反映すべきもの」に関する意見

項目	改定の方向性(案)	論点・改定の方向性等に対する意見の概要	
		方向性に対する意見の概要	検討の進め方に対する意見の概要
① ISOや諸外国のガイドラインの反映	<ul style="list-style-type: none"> ISOや諸外国のガイドラインとの関係を整理しつつ、データ連携に関する内容を中心に反映すべき内容の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 国際標準対応の方針を示してほしい(1) ISO・諸外国のガイドラインの反映には、日本国内建設業界の実情との調整が必要(4) 諸外国のガイドラインは国内の成熟度に合わせて参考とする程度が良い(1)
② EIR、BEP	<ul style="list-style-type: none"> 『①ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映』に関し、EIR、BEPに反映すべき項目を整理する。 ※ EIR、BEPをガイドラインに位置づける必要性についても検討。 	<ul style="list-style-type: none"> EIR、BEPをガイドラインに位置付けるべき(2) 	-
③ 本ガイドラインの位置づけ、他ガイドライン等との関係の整理	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインの位置づけや、各部会・関係団体の作成するガイドライン・資料等との関係について整理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(3) 関係団体等との関連性を整理すべき(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体のガイドラインは参考にしつつも国交省のガイドラインとしてまとめるべき(1) ガイドライン等を一元化すべき(3)
④ ガイドラインの裾野の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの裾野の拡大について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 改定の方向性に賛成(2) 地方や中小への拡大を行うべき(1) 裾野の拡大よりも、他の検討課題の解決などにより、基盤を固めるべき(3) 	-
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> そのほか、記載内容の充実・圧縮すべき事項について検討を行う。 	-	-



- 環境整備部会と連携を図りつつ、別途、業会団体等を中心とした検討ワーキングにおいて、議論を行うことを想定。
- 全ての論点に関し、結論を出すことは難しいため、議論の進捗に応じて反映が可能な範囲で改訂を行う。(残された課題は、継続的に議論。)